

第139号
2013.9.30

ながの 社会福祉士会 NEWS

■発行：一般社団法人長野県社会福祉士会 ■会長：三村仁志
■事務局：〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F
TEL：026(266)0294 E-mail：hope@nacsw.com
FAX：026(266)0339 http://nacsw.jp/ ■編集：広報編集委員会

目次

第2回 長野県社会福祉士会有志ツアー … 1	『社会保障制度改革の プログラム骨子』閣議決定 … 8
社会福祉士としてのアンテナ！ ～障害者総合支援法～ ……………… 2～6	今後の予定 ……………… 8
福祉まるごと学会・一般社団法人移行総会 … 7	編集後記 ……………… 8

報告

第2回 長野県社会福祉士会有志ツアー



【1日目】

- ・南三陸町（旧防災庁舎跡）
- ・世界遺産 平泉 中尊寺
- ・日本福祉士会全国大会

【2日目】

- ・全国大会又は
宮古市田老地区
“学ぶ防災”

耳を澄まして
ガイドの体験談を聴いた。
あの日、この
場所で多くの
命が…。

被災地を自分の目で見て、
耳で聞くことで、改めて自然の恐ろしさと懸命に生きる人間の力強さを肌で感じることができた (齊藤)



3月11日 15時34分。避難を呼びかけ続けた防災庁舎

盛岡の街に全国の社会福祉士が集まり、社会福祉士であることを誇りに感じた瞬間！



全国大会、被災地見学では多くのことを学び、感じることができました。参加者の方とも交流ができ、素敵なお輩方から刺激をもらい、新たに仲間ができることがとても嬉しかったです！ (田中)



社会福祉士として全国大会の参加や被災した現地を訪れ、直接、耳や目で防災について学んだこと、何より会員の方と交流できたことが、私の貴重な経験に。 (高瀬)

盛岡、宮古とも参加された皆さんと充実した時間を過ごせました。企画運営ありがとうございました。ツアーの反省点はあまちゃん関連のお土産を失念したこと (坂口)

初めて参加！全国の社会福祉士の活躍を知れたことはもちろん、県内の社会福祉士の方と交流、飲み会楽しいツアーでした。また行きます！ (岩原)

全国各地、様々な分野で活躍されている社会福祉士さんのお話を伺うことができ、改めて、「社会福祉士」の幅の広さを実感しました。バスツアーの道中も楽しく、毎年参加したいなと思いました。ありがとうございました！ (成田)

初めての参加。全国大会のシンポジウムで日置さんの「たまゝ場」は、地域包括支援センターに勤務する私が「場づくり」を考えているところであり今後の活動の参考に。学ぶ防災は被災されたガイドの「これ以上は話せません…」と。切なる思いが伝わってきた。しばらくバスの中で誰も言葉を発せなかつたことが印象に。社会福祉士としての立ち位置、自分自身を振り返る意味でも実りあるツアーでした。 (細野)

社会福祉士としてのアンテナ！～障害者総合支援法～

法律の専門家は『弁護士』、司法手続きの専門家は『司法書士』、医学の専門家は『医師』というように、一定の資格取得要件をクリアした者に、国家資格としてその業務を専門的に行うことを認めています。

福祉の専門家である『社会福祉士』は、様々な分野で活躍し、施設や在宅などで本人を中心とした支援を行っています。『高齢者分野で働いているから…』、『障がい者分野で働いているから…』、『施設で働いているから…』、『在宅の対象者を支援しているから…』という理由で、他分野のことや生活場所が異なる福祉制度、サービスのことを知らないまま、放置してないでしょうか？

“人を支援するということ”は、生活そのものを支えることでもあり、「年金制度」「医療制度」「自治体独自の制度やサービス」など、様々な知識を有し、多様な専門家と連携することが望されます。

今回は、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」について、各障がい分野（身体・知的・精神）で活躍する社会福祉士の皆さんから制度改正による変化を寄稿いただきました。

知識を得るために地区学習会等にも積極的に参加しましょう！

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）とは？

【主な改正】

制度の谷間のない支援を提供するため、障がい者（児）の定義に新たに政令で定める難病等を追加し、疾状の変動などで身体障害者手帳の取得が難しく、一定の障がいがある人を障がい福祉サービス等の対象としました。

【市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業を追加】

- 障がい者理解を深めるための研修・啓発事業
- 市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修
- 障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動への支援
- 意思疎通支援を行う者の養成

障害者総合支援法等のサービス体系

障がい福祉サービス

介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・行動援護
- ・生活介護
- ・重度訪問介護
- ・共同生活介護（ケアホーム）
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・短期入所
- ・施設入所支援
- ・重度障がい者等包括支援

訓練等給付

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・共同生活援助（グループホーム）

地域生活支援事業

相談支援

- ・相談支援
- ・日常生活用具給付等
- ・地域活動支援センター
- ・意思疎通支援
- ・移動支援
- ・成年後見制度利用支援 等

- ・地域移行支援、地域定着支援
- ・サービス利用支援、継続サービス利用支援

補装具

障がい児のみが対象となるサービス

障がい児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

障がい児相談支援

- ・障がい児支援利用援助
- ・継続障がい児支援利用援助

障がい児入所支援

- ・福祉型障がい児入所施設
- ・医療型障がい児入所施設

障害者総合支援法の理解

～何が変わった？「実感」できる法律に！～



社会福祉法人

長野市社会事業協会

瀧澤 昌也（北信地区）

障害者総合支援法の 施行を受けて！



中野市ぴあワーク就労支援施設

小 高 朗（北信地区）

私は現在、障害者支援施設に勤務していますが、今回このお話を伺った時の正直な感想は「困ったな…。何が変わったんだっけ？？」でした。もちろん自分自身の勉強不足を反省しましたが、その一方で、障がい者支援の現場では、利用者も職員も「何が変わった？」、「何が良くなった？」ということを、ほとんど実感できていないということも事実であると感じました。

（慌てて…）障害者総合支援法について改めて勉強してみた中で、以前、法人内で、平成23年に提出された「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（いわゆる「骨格提言」）の自主勉強会をしたときのことが頭に浮かんできました。骨格提言は検討段階から当事者が参加しており、「悪法」とまでいわれた障害者自立支援法に代わり、当事者の意見が反映された法律が出来るのは！と、少なからずの期待や希望を感じたことを思い出しました。

障害者総合支援法は、障害者自立支援法の焼き直しという感じがあり、骨格提言で柱とされていた部分のいくつかは「3年かけて検討」とされています。例えば、支給決定については、障害程度区分は障害支援区分へ変更、認定を含めた支給決定の在り方は3年を目途として検討していくとしていますが、骨格提言では、障害程度区分は使用せず、本人等の意向や望む暮らしを尊重し、必要十分な支給量を保障するとしていました。当事者が検討に参加した骨格提言が「絵に描いた餅」にならないような検討が期待されるところです。

最近の日本の景気ではありませんが、机上や紙面上でいくら「良くなるよ！良くなっているよ！」といわれても、私たちが（もちろん当事者が）「実感」出来なければ、あまり意味がないように思います。「実感」までには時間がかかるのかもしれません、3年後の見直しにも期待しつつ、少しずつでも「変わった！」「良くなった！」を感じられる日が来ることを望んでいます。

今年の4月から障害者総合支援法が施行されました。このことで、精神障がいの分野で何が変わったのでしょうか？私は、主に精神障がい者の皆さんを利用対象とした就労継続支援B型、地域活動支援センター、グループホーム、ケアホームの運営に関わっていますが、今のところ利用者の皆さんにとって直接的にあまり変わったところがないと感じているのが現状です。おそらく直接的に影響のある障害程度区分、グループホームの一元化などは来年4月からの施行になっているからではないかと思っています。

これから変わるものについては、期待と不安の両方があります。まず、第一の期待は平成26年度から障害程度区分から障害支援区分に代わることです。これまで、精神障がいについては、コンピューター判定で低く判定されがちでしたが、新法では精神障がいの特性も考慮され、より生活実態に合った判定がされるよう見直されることがあります。第二の期待は、同じく平成26年度からグループホーム、ケアホームの垣根がなくなり、一元化されることです。このことで、より柔軟に利用者の生活スタイルに合わせたサービス展開がなされる可能性があるからです。ただ、その一方で不安もあります。一元化に伴い報酬単価の見直しがなされることです。ケアホームよりも単価の低いグループホームに引っ張られ報酬単価が改定されることを恐れています。介護保険でも改正の度に、報酬単価の見直しがされていますが、障がい分野も特別ではないと感じています。適切な人材で適切なサービス運営を行うためには、報酬単価も重要な事柄です。

最後に、ここ最近の政権交代などにより障がい者に係る福祉施策が政治の影響を受けてしまうことは仕方がないことなのかも知れません。だからこそ、私たち社会福祉士がきちんと声を出して、利用者の皆さんが不利益を被る事のない様に問題提起していくことが大切だと思っています。

「障がい者支援で何が変わったか」



エルサポート パノラマ
施設長
降旗 須真子（中信地区）

私の立場をまず記させていただこうと思います。私は、多機能型就労支援サービス事業所、共同生活介護サービス事業所、特定指定相談事業所の管理者として日々の業務を果たしています。

そんなことを踏まえて、自分の事業所における支援の変化を考えてみたいと思います。

と言っても、自立支援法から総合支援法の流れの中で、この現場で、ということになると変化を実感できるところはほとんどないように思います。

障がいの枠が広がり難病や発達障がいが新たに取り込まれたこと、障害程度区分が障害支援区分に変更されること、が私たちの提供しているサービスにダイレクトに関わってくることだとは思います。

まず障がいの枠が広げられたことは意味深いものがあります。大きな進展だと思います。まだ制度に救われない障がいが残ったにせよ、グレーゾーンは確実に狭まりました。私たち事業者にとっても、よりスマートにご利用いただける方が増えたということになりました。

私たちの事業所が、地域の中でニーズに応え、その役割を果たしてこれた、との評価をいただいているとしたら、それはいわゆる「枠」にとらわれずにやってきたことにあるかもしれません。

ましてやその「枠」が広がったのですから、私たちが持つ自由性にとっては、歓迎すべき内容と言えるのではないかと思います。

「区分」についてはかなり注意深く見守らなければならぬと考えます。

「区分」がなければ何ごとも始まらないのは道理であり、「程度区分」が「支援区分」に変化する中で、知的及び精神障がいの比重が高くなることについては期待するところが大きいです。

経営的側面から見た「区分」は、事業所の経済基盤に直結するものだからです。

いずれにせよ「障害者総合支援法」が施行されいくこれから、この制度を目的ではなくいかに上手に手段していくか、いかに有効に運用していくか、私たち障がい者福祉に携わる者に問われているのだと思います。

障害者総合支援法の理解



社会福祉法人 中信社会福祉協会
障害者相談支援センター中信
相談支援専門員
板花智美（中信地区）

平成24年度より相談支援専門員として計画相談支援を担当させていただいております。

計画相談支援については、障害者自立支援法の見直しの中で位置づけられ、「平成24年度から概ね3年間で福祉サービスを利用している方全てにサービス等利用計画書を作成する」ということになりました。

サービス等利用計画書の内容は、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域から支援を一體的、総合的に受けご本人中心のニーズに基づいた生活を実現することが求められています。

私が担当させていただいている利用者さんの中で、計画相談支援をきっかけにご本人のご希望の生活を実現させようとしている方（Aさん）をご紹介したいと思います。

Aさんは長い間施設での生活をされておりました。施設での生活が窮屈に感じることが多くなっていましたが、今後の生活の不安や相談相手を見つけることができず、生活を送っていました。計画相談支援に入らせていただいた時のご本人のニーズは「ケアホームでの生活をしてみたい」「自分のやりたいことを自由にやりたい」というものでした。情報収集などをし、話合いを繰り返したところ、施設から出たいというご希望だったため、ケアホームへの入居となりました。現在新しい生活になり2ヶ月が過ぎましたが、いきいきと趣味の活動に出かけて活動の範囲を広げています。

Aさんのケースについては、ご本人の気持ちが強かったことと、タイミング良く社会資源が見つかった為、ご本人の希望を実現することができました。

計画相談支援が入ることによって、Aさんのように既に福祉サービスを利用している方についてもご本人のニーズに合った生活に変えていくことも可能になりました。また、私たち支援者は、ご本人のニーズをしっかりと受け止め、障がい者の方でも生活しやすい社会を作る為に力を使うことも大切な役割であると感じております。



障害者総合福祉法の理解 ～自立支援から総合支援～



社会福祉法人りんどう信濃会
障がい者支援施設 上田悠生寮
通所事業部なづな 生活支援員
宮 入 典 子（東信地区）

当施設の福祉サービスを利用しているみなさんがどのくらい理解しているのだろう？この疑問は法制度が変わるたびに考えていました。みなさんに伺うと「よくわからないけど、職員のいうことを聞いてる」「・・・」「お金のことはわからない」「変わったって、何が？」「難しいこと言うな」「思うようにならなくなったりね」などの声が聴こえてきます。

在宅やケアホーム、グループホームから通ってくる方々は、多様な障がい状況と多様なニーズを抱えています。年齢層も厚く日中の活動内容も様々です。みなさんは法制度がどうのこうのより、自分たちそれがいかに楽しく快適に満足して時間を過ごせるかの方が重要で、その思いに寄り添い、支援にも工夫を凝らしている日々です。

自立支援という言葉から総合支援という言葉に変わり、障がいの谷間を埋めるべくサービスの範囲も広くなり感覚的にはよくなつたのだろうというイメージもなくはありません。しかしながら相談支援事業や事務作業などの多さは現場での今も関わりを少なくし、つまらない空気感をもたらすようになっているのも事実で一番大事なところに手が足りてないのではと思われる実情もあります。

福祉法は勿論なくてはならないものではありますが、お国全体の福祉感覚を進化させていかれる波動や意識の向上にエネルギーを注ぐことも大切にしたいと思います。自立支援という言葉から本来持っていた力を発揮し始めたみなさんもいたでしょう。そしてその方々の頑張りがもっと上を目指す気持ちにさせてくれることもあったでしょう、良い意味で進化だったと思います。

初記のみなさんのようにわからないけどほとんど文句も言わず大きな流れに逆らわず流されてしまふことが障がいの有無に関わらず人としてどうでしょうか？間違っていても大多数意見は正しいと思い、目に見えない負のパワーに囚われてしまっていることに気付く人たちがどれだけいるでしょうか。ひとりひとりの幸せは本人の思いを汲みとつてもらえ皆が笑顔で暮らせることであり、法は法として大きな力で支えになりつつも今後進化する余地を多く残していると思います。

障害者総合支援法の施行により 障がい者支援で何が変わったのか



社会福祉法人上田しいのみ会
しいのみ療護園
伊 藤 友 蔵（東信地区）

障害者総合支援法が施行され、半年が経とうとしています。私も含め、障がい者福祉分野で働く者にこの半年で障がい者支援は何かが変わったかと質問すれば、大半の人は「何も変わっていない」と答えるのではないかでしょうか。そういう現状の中で、障害者総合支援法とはどのような法律なのかということを整理しながら、障がい者支援は何かが変わったのか、また私たちはそれに伴い、どのように変わらなければいけないのか考えていきたいと思います。

まず、この法律の一番のポイントは基本理念です。それは法に基づく日常生活・社会生活の支援が、『共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われる』というものです。この基本理念から「障害者権利条約」（平成18年国連で採択、平成19年に日本政府が署名）の批准を意識した法整備であったということがうかがえます。

また障がい者の範囲に、今まで制度の谷間にあった難病等を加えたこと、障がい者に対する支援として、重度訪問介護の対象拡大や、ケアホームのグループホームへの一元化といったことがポイントであると考えます。

このポイントを知った上で、私たちはこれから何を求められるかというのが、重要な点になります。障害者権利条約の批准に向け、これからも法の改正や整備は細かく行なわれることが予想されます。そのためには、その改正に柔軟に対応する能力が必要になってきます。その改正の方向として、自立支援法や総合支援法で共通していえることは、今まで細分化されていた障がい者福祉事業が集約化されているということ、それに加え対象とする障がい者の概念が拡大しているということです。すなわち私たちは、より広い視野をもったジェネラリストとしての視点が求められることになります。

こうして考えると、求められることが難しく多様化、複雑化しているように感じられますが、果たして障がい者福祉の本質が法律や歴史とともに変化してきたものなのでしょうか。多様化してきている障がい者福祉ですが、そもそも社会福祉というものは社会全体の幸せ、人間らしい生活の維持という、生きていくうえでの原点が基本理念となっているはずです。私はその基本理念をしっかりと理解していれば、分野が違えども、また制度が変わろうとも支援の仕方そのものが大きく変わるものではないと考えています。

※「障がい者」の表記を法律や条約の部分のみ「害」という漢字を使用させてもらいました。

もっともっと広がればいい



伊那市社会福祉協議会
障がい者社会就労支援センター
ゆめわーく
菅野明子（南信地区）

今から15年前に重複障がい者の共同作業所の仕事に立ち上げから関わった。そこはこれから養護学校を卒業する子の親達が、子どもが卒業後、地域に行き場所がないからという理由で行政に働きかけて出来たところである。当時は、一般企業で働くことが出来ない障がい者は、近所の作業所に行くか、家にいるか、選択の余地のほとんどない状態だった。作業所は、働く場でもあるけれど、社会参加の場、家以外の居場所として、大切な場所だった。

平成15年に支援費制度が、平成18年に障害者自立支援法が成立し、今年、障害者総合支援法が成立した。応益負担の問題も含め、障がい者の生活全般の取り巻く状況が大きく変わってきた。暮らし方や日中活動のあり方がいくつかに分かれ、選択肢が出来た。

共同作業所の多くは、働くを中心とした就労移行型支援や就労継続A・B型といった事業所や、仕事をするがゆったりとその人のペースで楽しむを中心とした生活介護の事業所などいくつかの体系へと移行していった。一般企業への就職も、ワーカーやジョブコーチなどの支援体制が整備され、障がい者雇用が進められている。

この伊那の土地でも就労の事業所が年々増え、それぞれの事業所の特徴もいろいろである。

それまでは作業所しかなかった。そんな中で当事者、親、支援者の要望や思いから支援がうまれ、それに制度や法がついてきたというのが実態であると思う。だんだんに地域の資源が増えてきているが、障害者自立支援法ができて終わりではない。一人一人の思いや希望は多様で、障がいを持った人たちの充実した仕事や活動の場が社会にもっと増えて、広がっていけばいいと思う。今の制度をうまく活用しつつも、足りないことや、より良いものに変えていく、現場からの声をあげ続けたいと思う。



障がい者支援で何が変わったのか



NPO法人ハートケア蒼い風
障がい者サポートセンターここ・ねっと
生活支援員
中村礼子（南信地区）

私の勤務先での支援で大きく変わったことは、障がい者にとって「ただそこに『らしく』居ればいい」という状態から、「存在の仕方」を法律で規定されたことによる関わり方の変化と、それと共に家族支援の難しさが表れたことです。

私の勤務先は障害者自立支援法の施行に伴って、平成21年、長い間精神障がい者の憩いの場としていた所を、就労移行及び就労継続B型と、地域活動支援センターに分けて再スタートを切った施設です。当時、利用者にどの事業所をどのくらい使うかを選択してもらつたことがあります。説明をする中で感じたことは、今まで毎日お茶を飲みながら仲間と過ごし、気が向けば牛乳パックを使った紙漉き作業や短時間の清掃作業などという軽作業を行っていた彼らには、なぜ今改めて法律によって働かされなくてはならないのか？という疑問が渦巻いていることでした。そしてこれからは精神障がい者だけではなく、身体障がいや知的障がいを持つ仲間も一緒にやっていくことになるということも、彼らをびっくりさせた出来事でした。

この5年近く、就労を選んだ利用者からは「昔の施設の方が良かった」とため息が漏れたこともあります。地域活動支援センターを選んだ利用者は「なぜ障がいがあるのに働くの？」という思いからなかなか作業をする仲間に理解ができない期間がありました。

また、利用者の家族の考え方も利用者の姿勢と反比例です。ある精神障がいの方は父親から「働かなくてもいいから、親が死んだら年金と生活保護で生活すればいい。」と言われ、折角働く意欲を持ち出したのにその気持ちが一気に失せてしまったことがありました。また、作業をしてくると帰宅後疲れてイライラして八つ当たりされて困ると言う家庭もあり、家族の温かい支えや協力、励ましがあればある程度の落ち着きや安定が持て、意欲も湧き一般就労に近づくのではないかと思えることもあります。

一人一人の利用者と家族と施設の連携の難しさを日々感じながら支援をしています。

福祉まるごと学会・一般社団法人移行総会

平成25年10月19日（土）

松本市浅間温泉文化センター（松本市浅間温泉2-6-1 TEL 0263-46-2654）

○福祉まるごと学会：12時50分～16時30分（受付：12時15分～）

○一般社団法人移行総会：16時45分～17時30分

○設立記念セレブション：18時30分～ ※場所：レストラン シアトル（地図参照）

【良くある質問】

- Q 1. 学会のテーマは？ ⇒ 『貧困』よ！生活保護費の見直しでこれからの社会保障のあり方は変わっていくわ！ 
- Q 2. 講師は誰なの？ ⇒ 貧困問題と言えば、著名な2名の方を招いたわ！ 川崎桜本教会牧師・田園調布学園大学教授の“鈴木文治さん” NPO法人ほっとプラス代表理事の“藤田孝典さん”
- Q 3. プログラムは？ ⇒ 詳しくは広報紙に同封したチラシやホームページを見て！ 講師2名の基調講演の後にシンポジウムを行う予定よ！
- Q 4. 参加費は？ ⇒ 無料よ！
- Q 5. 友人と参加できる？ ⇒ 学会は誰でも参加できるわ(^.^) 総会は会員だけ。友人が未入会の社会福祉士であれば、この機会に入会をして、一緒に一般社団法人の移行をお祝いしましょう！



【記念セレブションのお知らせ】～みんなでお祝いしましょう！～

- 時間：18時30分～
- 場所：レストラン シアトル（松本市城西2-1-7）
- 会費：5,000円（ノンアルコールの方 4,000円）
- 申込：10月10日までに社会福祉士会事務局へ
- 交通：松本駅から徒歩15分 北松本駅から徒歩5分
※駐車場は31台分のみです



お酒を飲まれての運転は固く禁じられています。
公共交通機関の利用や宿泊をお勧めします！



【会員の皆さんへ（お願い）】

会は会員の皆さんに支えられています。

総会開催に伴い、同封した『出欠確認票』を10月10日までに必ず事務局に提出してください。

総会が円滑に開催できるようご協力をお願いします。

『社会保障制度改革のプログラム骨子』閣議決定

8月6日の『社会保障制度改革国民会議の報告書』を受けて、8月21日に政府は『社会保障制度改革の今後の手順を定めるプログラム法案の骨子』を閣議決定しました。この骨子では、70歳～74歳までの医療費の窓口負担を特例により1割負担としているものを段階的に2割負担に戻すほか、介護保険制度から要支援認定者（要支援1・2）を切り離し、市町村独自サービスに切り替えるなどの方向転換を行うことになります。

これら閣議決定した内容は、平成25年秋の臨時国会で法案として提出されます。また、実際の制度変更に必要となる各法案については、プログラム法案に従ったスケジュールによって提出されていきます。

市町村独自サービスに変更されることにより、市町村間におけるサービスの質や量などに格差が生じる懸念があるほか、負担増になることにより、自らの意思で金銭管理ができない判断能力が不十分な高齢者で、後見制度を活用しないまま金銭管理を家族などに任せている場合、家族の意向（お金を残したい、生活費に回したいなど理由で）のみで、必要な介護や医療サービスの利用を拒否され、本人に提供できない状況が生じる可能性を残しています。

介護を社会全体で支え、家庭に第三者の風を通して現れた現在の介護保険法の理念そのものを覆す恐れもあります。家族による抱え込みから虐待に発展することも考えられ、社会福祉士として制度改正や制度設計に向けて注視していく必要があります。

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacsw.jp/>) をご確認ください。

日 程	時 間	場 所	内 容
10月 4日(金)	19:00～21:00	大町市NPO法人化アルプスの風 2階研修室	中信地区（大北ブロック）学習会
10月12・13日	9:30～16:30	松本市総合福祉センター他	後見人養成委託研修
10月17日(木)	14:00～15:30	飯田文化会館ホール	神田織音他後見制度講演会
10月19日(土)	午 後	浅間温泉文化センター	福祉まるごと学会&総会
10月23日(水)	19:00～21:00	佐久市立国保浅間総合病院	東信地区（佐久ブロック）学習会
10月25日(金)		宮田村村民会館（宮田村）	平成25年度障害者虐待対応・権利擁護研修
10月29・30日		ビレッジ安曇野	成年後見制度活用講座
11月 9日(土)	午 後	長野市内	重症心身障がい児・者 シンポジウム
11月13日(水)	11:00～15:00	千曲市ふれあい福祉センター他県内9地域	高齢者・障害者のための成年後見個別・無料相談会
11月14日(金)		松本総合社会福祉センター なんなん広場（松本市）	平成25年度障害者虐待対応・権利擁護研修
11月16日(土)	13:30～	松本市内（予定）	ばあとなあ全大会（虐待と成年後見制度）
11月22日(金)		児童発達支援センターにじいろキッズらいふ（長野市）	平成25年度障害者虐待対応・権利擁護研修
11月22日(金)	19:00～21:00	佐久市立国保浅間総合病院	東信地区（佐久ブロック）学習会
11月29日(金)		あいとぴあ臼田（臼田町）	平成25年度障害者虐待対応・権利擁護研修
11月30日(土)	13:30～	松川町社会福祉センター（松川町）	南信地区車座集会（認定社会福祉士について/会長を囲んでの座談会）
12月 7日(土)	午 後	長野市内	北信地区学習会・車座集会
12月16日(月)	19:00～21:00	佐久市立国保浅間総合病院	東信地区（佐久ブロック）学習会
1月 未 定			南信地区（南信州ブロック）学習会
1月18日(土)	未 定	国保 浅間総合病院 会議室	東信地区車座集会
2月15日(土)	未 定	未 定	北信地区学習会

◎入会状況（平成25年8月末現在） *会員数：967名（男性会員：435名 女性会員：532名） 入会率：33.59%

編 集 後 記

吹く風も涼しくなり、空の色はすっかりと秋色ですね。

福祉の職について15年経ちますが、社会福祉士会に入って2年目…。会に入って「社会福祉士」は、本当に様々な分野で活躍されている方がいることを改めて実感しました。

自分の働いている分野以外にも目を向け、様々な分野の制度やサービスなど知ること、様々な方とつながりを持つことの大切さを感じます。

10月19日(土)には、福祉まるごと学会・一般社団法人設立総会が松本で開催されます。

会員同士交流を深める良い機会でもありますので、皆さんぜひご参加ください。

松本でお会いしましょう！

(O)

～社団法人長野県社会福祉士会は、平成25年9月2日に
『一般社団法人長野県社会福祉士会』に移行しました～

